

北海道 帯広市

(市町村コード：012076)

市 民 税
道 民 税
森林環境税

特別徴収のてびき

届出書等各様式は、帯広市のホームページからもダウンロードできますのでご利用ください。

◆帯広市ホームページ → 市民の方 → くらし・手続き → 税金 →

個人住民税 事業所の方へ → 特別徴収関係の申請・届出様式のダウンロード

または、サイト内検索で【特別徴収】と検索することで該当ページを表示できます。

帯広市役所市民税課

〒080-8670 帯広市西 5 条南 7 丁目 1 番地

(帯広市役所 庁舎 2 階)

直 通 電 話 : 0155-65-4120

特別徴収義務者様

市民税・道民税・森林環境税の特別徴収につきましては、平素よりご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

関係書類をお送りいたしますので、今後とも一層のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

てびきの内容（目次）

1. 市民税・道民税・森林環境税の特別徴収について	1
2. 納税義務者の異動(入社・転勤・退職等)について	3
3. 退職所得に係る特別徴収について	4
◆諸記入例	
・退職所得の個人別明細書(左：様式 右：記入例)	5
・納入書の記入について	6
・予備の納入書（白紙）の使用について	7
・異動届出書、変更依頼書の記入について	8～11
① 特別徴収を継続する場合	8
② 一括徴収する場合	9
③ 普通徴収となる場合	10
④ 特別徴収へ切り替える場合	11
◆届出用紙等	
・給与支払報告書・特別徴収にかかる 給与所得者異動届出書（3部）	
・特別徴収への変更依頼書（1部）	
・特別徴収義務者の変更届出書（裏面：記入例）	
・納税管理人申告書・承認申請書（裏面：記入例）	
◆裏表紙内側	
・所得税法別表第六 源泉徴収のための退職所得控除額の表	

1. 市民税・道民税・森林環境税の特別徴収について

（１） 特別徴収とは

給与の支払者が毎月の給与を支払う際に、納税義務者が納めるべき市民税・道民税・森林環境税を徴収し、納入する制度です。給与所得にかかるものは、年間の税額を6月から翌年5月までの12回に分割して徴収します。退職所得にかかる住民税は、退職金支払に合わせて徴収します。

（２） 特別徴収義務者とは

地方税法および市税条例の規定によって指定された、給与支払者のことです。帯広市から「市民税・道民税・森林環境税 特別徴収税額通知書」が送達されると、毎月の給与から個人の市民税・道民税・森林環境税の特別徴収を行う義務が発生します。

なお、地方税法第321条の3、第321条の4および市税条例により、給与支払者は、原則としてすべて特別徴収義務者として市民税・道民税・森林環境税を特別徴収することになっています。

（３） 電子申請（eLTAX）について

eLTAX（エルタックス）とは市・道民税を含む地方税における手続きをインターネットで行うシステムです。

市民税・道民税・森林環境税の特別徴収に関する手続きでは、給与支払報告書・異動届出書・特別徴収への変更依頼書・特別徴収義務者の変更届出の提出ができるほか、インターネットバンキングを利用して特別徴収税額（給与所得/退職所得分）の納入、特別徴収税額通知の受理などができます。

なお、前々年度に税務署へ源泉徴収票を100枚以上提出している事業所は自治体への給与支払報告書をeLTAX又は光ディスク等により提出することが義務付けられています。

詳しくはeLTAXホームページ(<https://www.eltax.lta.go.jp/>)をご覧ください。

（４） 同封書類について

①市民税・道民税・森林環境税 特別徴収税額通知書（特別徴収義務者用）

特別徴収義務者（会社・事業主）のための個人別明細書です。

月々の帯広市への納付額、納税義務者（従業員）ごとの市道民税額が記載されています。お取扱い、保管にご注意ください。

②市民税・道民税・森林環境税 特別徴収税額通知書（納税義務者用）

納税義務者（従業員）への通知書ですので、個人別に切り離し、納税義務者へお渡しください。

なお、退職などのために渡すことができない場合は、「給与所得者異動届出書」にその事由を記載したうえで、市民税課まで通知書と一緒にご返送ください。

③個人市民税・個人道民税・森林環境税 納入書

月々の納入にお使いください。手数料無料で納入できる金融機関につきましては、このてびきの裏表紙に記載しています。

※再発行はしていませんので、納入額に変更がある場合、6 頁の記入例を参考に修正し、お使いください。

※給与支払報告書提出の際に「納入書必要の有無」を確認しており、不要の記載があった場合に納入書を同封していません。事情により納入書の必要がある場合は市民税課までご連絡ください。

※eLTAX 共通納税を用いた納付について

eLTAX 内、地方税共通納税システムを利用することで、インターネットを利用して納入書を使わずに事前登録した金融機関口座から直接 24 時間特別徴収税額を納入することができます。詳しくは eLTAX ホームページ（1 頁掲載）をご覧ください。

（５） 特別徴収税額の納入期限

徴収した市民税・道民税・森林環境税は、毎月分を翌月の 10 日までに同封の納入書、eLTAX などによって納入することになっています。

（ただし、翌月 10 日が土曜日・日曜日・祝祭日などに当たる場合は、その翌営業日までに納入してください）

（６） 特別徴収税額の納入が遅れた場合

特別徴収税額の月割額を納期限までに納入されなかった場合、事業所や従業員個人に次のような負担が発生しますので、期限内での納入をお願いいたします。

①延滞金

納期限を過ぎて納入する場合には、納期限の翌日から納入の日までの期間の日数に応じて、会社・事業主に対して延滞金が発生します。

②滞納処分

納期限までに納入しないときは督促を受け、かつその督促状発付日（納期限後 20 日以内）から起算して 10 日を経過した日までに完納しない場合は、滞納処分（財産差押等）を受けることがあります。

③諸証明の発行不可

納入の確認がとれない場合は、事業所・従業員の完納証明等の証明書を発行することができません。

（７） 特別徴収税額の納期の特例

給与の支払を受ける者が常時 10 人未満の特別徴収義務者は、納期の特例に関する申請をし、納入回数を年 2 回とすることができます。申請書の請求など、詳しくは市民税課までお問い合わせください。

（８） 社名・住所の変更、休業、解散等の届出

会社の名称や所在地、送付先等が変更になった場合、休業・廃業・解散の場合には、「特別徴収義務者の変更届出書」によりその旨を届け出てください。※休業の届出を出していたが、再開した場合にはその旨も市民税課までご連絡をお願いいたします。（様式自由）

（９） 不服がある場合は

特別徴収税額の通知書に不服がある場合は、通知を受けとった日の翌日から起算して 3 か月以内に、帯広市長に対して審査請求をすることができます。

2. 納税義務者の異動（入社・転勤・退職等）について

特別徴収している、もしくは給与支払報告書で特別徴収対象者として報告した納税義務者が、退職・休職・転勤・死亡等により給与の支払を受けなくなった場合、**異動日の翌月 10 日までに**「給与支払報告書・特別徴収にかかる給与所得者異動届出書」（以下、異動届出書）を提出して下さい。また新たに特別徴収を開始する場合、「特別徴収への変更依頼書」（以下、変更依頼書）を提出して下さい。

提出が遅れますと、事業所・納税義務者の適正な納税に支障をきたしますので、早めのご提出をお願いいたします。

（1） 異動届出書、変更依頼書の提出

異動届出書、変更依頼書はページ全体を取りはずし、A4 サイズのまま市民税課へ提出して下さい。

控えが必要な場合は、コピーをお取りください。

記入例につきましては、8～11 頁をご参照ください。

なお、**給与支払報告書を提出し、特別徴収を予定していた方が、特別徴収税額の通知前に異動（退職・休職等）された場合にも、必ず異動届出書の提出をお願いいたします。**

（2） 異動後の未徴収税額について

「1. 特別徴収を継続」の場合（8 頁、記入例①）

転勤・転職などで別の勤務先で特別徴収を継続する場合、開始月や月割額等について新しい勤務先にご連絡いただき、「未徴収税額（C）の異動後の取り扱い」は 1 を記入し、新しい勤務先の名称・指定番号・所在地・連絡先・月割額と徴収開始月を記入して下さい。

「2. 一括徴収」の場合（9 頁、記入例②）

一括徴収とは、退職等により給与の支払いを受けなくなった場合、未徴収税額を最後の給与や退職手当等からまとめて徴収する方法です。

一括徴収することが可能な場合は、「未徴収税額（C）の異動後の取り扱い」は

2 を記入し、一括徴収額を納付する月を記載してください。

①令和 7 年 6 月 1 日から令和 7 年 12 月 31 日までの異動

納税義務者本人の了解のもと、残りの未徴収税額を一括徴収していただきますようお願いいたします。

②令和 8 年 1 月 1 日から令和 8 年 4 月 30 日までの異動

納税義務者本人の申出がなくとも一括徴収しなければなりません。

「3. 普通徴収」の場合（10 頁、記入例③）

前記どちらにも該当しない場合は、未徴収税額を普通徴収（個人納付）に切替えます。「未徴収税額（C）の異動後の取り扱い」は 3 を記入して下さい。

なお、死亡退職の場合は一括徴収できませんので退職月に関係なく普通徴収を選択して下さい。

※普通徴収への切替えの注意事項

特別徴収から普通徴収（個人納付）への切替えは、原則として異動（退職・休職等）により事業所が未徴収税額を徴収できない場合や、帯広市より通知の特別徴収税額が給与支払額を超過している場合に行います。**納税義務者本人による希望や会社都合による普通徴収への切替えは認められません。**

※納税管理人について

納税管理人は、市外（海外）に住む納税義務者に代わり納税通知書等の受領や税額の納付などの事務を管理する法人・個人を言います。

海外へ出国（帰国）をされる方は納税管理人を定め市区町村へ届け出る必要がありますので、「納税管理人申告書・承認申請書」を市民税課に提出していただきますよう、お伝えください。

※外国人労働者・技能実習生等が帰国（出国）する場合

帰国後は本人払いによる納付が困難となるため、残りの住民税の一括徴収をお願いいたします。また、帰国（出国）する方は、納税管理人の指定が義務となっています。

(3) 特別徴収を開始する場合について(11頁、記入例④)

新たに雇用したなどで特別徴収を開始する場合は、記入例を参考に変更依頼書のご提出をお願いします。

なお、普通徴収から特別徴収に切り替えることができる金額は、原則として普通徴収の納付期限が到来していないもの(例：普通徴収第1期 6月30日)になりますので、早めのご提出をお願いいたします。

3. 退職所得に係る特別徴収について

退職の際に支払われる退職手当等は、他の所得と区分して支払者(事業所)が自ら所得税・市民税・道民税額を計算し、退職手当等の支払金額からその税額を差し引いて納入します。

課税となる市町村は、退職手当等の支払いを受ける方が、その年の1月1日現在にお住まいの市町村です。

ただし、死亡により退職した場合の退職手当については、所得税・住民税は非課税となります(別途、相続税の対象になります)。

(1) 納入方法

特別徴収の納入書の表面に、「給与分」と「退職所得分」の納入金額をそれぞれ記入し、それらを合わせて、翌月10日までに納入してください。

また、納入書の裏面「退職所得にかかる市民税・道民税 納入申告書」に必要事項を記入してください。記入方法については、6頁の記入例をご参照ください。納入書が無い場合はご連絡ください。

(2) 「退職所得の特別徴収票」の提出

「退職所得の特別徴収票」若しくは「退職所得の個人別明細書」を作成し、退職後1か月以内に市民税課へ提出してください。特別徴収票は税務署または市町村で配布しています。個人別明細書は5頁をコピーして使用するか、帯広市ホームページから取得してください。

(3) 退職所得にかかる税額の計算方法

● 税額の計算式

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{退職手当等} \\ \hline \text{収入金額} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{退職所得} \\ \hline \text{控除額} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{退職所得控除後の} \\ \hline \text{退職手当等の金額} \\ \hline \end{array}$$

を算出した後

(1) 役員等として勤続年数が5年以下の者

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{退職所得控除後の} \\ \hline \text{退職手当等の金額} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{市民税 6\%} \\ \hline \text{道民税 4\%} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{市民税額} \\ \hline \text{道民税額} \\ \hline \end{array} \begin{array}{l} (100 \text{ 円未満切捨}) \\ (100 \text{ 円未満切捨}) \end{array}$$

(1,000 円未満切捨)

(2) その他の者

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{退職所得控除後の} \\ \hline \text{退職手当等の金額} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{2分の1} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{市民税 6\%} \\ \hline \text{道民税 4\%} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{市民税額} \\ \hline \text{道民税額} \\ \hline \end{array} \begin{array}{l} (100 \text{ 円未満切捨}) \\ (100 \text{ 円未満切捨}) \end{array}$$

(1,000 円未満切捨)

注) 勤続年数5年以下の法人役員等以外の退職金については退職所得控除額を控除した残額のうち300万円を超える部分について2分の1課税を適用しません。

● 退職所得控除額(本書の裏表紙内側に一覧を掲載)

勤続年数	控 除 額
20 年まで	40 万円 × 勤続年数 (80 万円に満たない場合は 80 万円)
21 年以上	800 万円 + 70 万円 × (勤続年数 - 20 年)

注1) 勤続年数に1年未満の端数がある場合、1年に切り上げます。

(例) 22年9か月→23年

注2) 障害者となったことが直接の原因で退職した場合は、上記の控除額に100万円を加算します。

退職所得の個人別明細書

帯広市長 様 年 月 日		指定番号	
事業所住所			
事業所名			
担当者		電話() -	
1	退職者氏名		退職者生年月日 年 月 日
	退職者住所		
	退職手当支払金額 円		勤続年数 年 ヶ月
	特別徴収 税額		道民税 円
	市民税 円		2箇所以上 の支払 円
(摘要)			
2	退職者氏名		退職者生年月日 年 月 日
	退職者住所		
	退職手当支払金額 円		勤続年数 年 ヶ月
	特別徴収 税額		道民税 円
	市民税 円		2箇所以上 の支払 円
(摘要)			

(お願い)

- この用紙は個人ごとの退職にかかる情報を記載してください。1枚で2名分記載できます。
- 他の退職手当の支払がある場合は、退職所得申告書(写し)もしくは特別徴収票(写)を添付するか、摘要欄に支払者、支払額、勤続年数、市民税・道民税特別徴収税額を記載してください。

<<記入例>> 退職所得の個人別明細書

帯広市長 様 R〇年 9月 10日		指定番号 10009999	
事業所住所 帯広市西5条南7丁目1番地			
事業所名 帯広見本株式会社			
担当者 帯田 広助		電話(0155) 20 - 〇〇××	
1	退職者氏名 帯 広太		退職者生年月日 S40年 3月 1日
	退職者住所 帯広市西〇条南△丁目×番地		
	退職手当支払金額 20,000,000 円		勤続年数 19年 1ヶ月
	特別徴収 税額		道民税 240,000 円
	市民税 360,000 円		2箇所以上 の支払 円
(摘要)			
2	退職者氏名 帯 広/助		退職者生年月日 S35年 8月 31日
	退職者住所 帯広市東〇条北△丁目×番地		
	退職手当支払金額 5,000,000 円		勤続年数 4年 8ヶ月
	特別徴収 税額		道民税 120,000 円
	市民税 180,000 円		2箇所以上 の支払 円
(摘要)			

(お願い)

- この用紙は個人ごとの退職にかかる情報を記載してください。1枚で2名分記載できます。
- 他の退職手当の支払がある場合は、退職所得申告書(写し)もしくは特別徴収票(写)を添付するか、摘要欄に支払者、支払額、勤続年数、市民税・道民税特別徴収税額を記載してください。

納入書の記入について

☆ 納入金額に変更がない場合

納入金額(1)の欄に印字されている金額と納入すべき金額が同一の場合は、そのままご使用ください。

☆ 納入金額に変更がある場合

※原則、納入書の再発行はしていないため、税額変動があった場合は以下のように修正して納入してください。

印字されている納入金額(1)の欄の金額と納入すべき金額が異なる場合は、納入金額(1)の欄の金額を横線で抹消し、各票の納入金額(2)の欄の内訳と合計額をそれぞれ記入してください。

☆ 納入書への記入について

- 注1 記入は黒のボールペンをご使用ください。
- 注2 数字の頭に「¥」マークは記入しないでください。
- 注3 金額の訂正は横線のみとし、訂正印は押さないでください。
- 注4 納入書は折ったり、破ったり、ホッチキス止めをしないよう、お取扱ください。

法人及び団体の場合は、納入書裏面の納入申告書に法人番号を記入して納入してください。
個人事業主の場合は、納入書裏面に個人番号を記入しないで納入し、納入申告書は、別途提出してください。

<記入例 1> 納入金額の変更のみ

北海道 帯広市 納 入 書 (公)																			
市区町村コード	口座番号	加入者名																	
012076	02700-6-960163	帯広市会計管理者																	
指 定 番 号		納入金額(1)																	
令和7年 7月分 09599999		220,000																	
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。		<table border="1"> <tr> <th>千</th><th>百</th><th>十</th><th>万</th><th>千</th><th>百</th><th>十</th><th>円</th> </tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td>2</td><td>3</td><td>5</td><td>000</td> </tr> </table>		千	百	十	万	千	百	十	円					2	3	5	000
千	百	十	万	千	百	十	円												
				2	3	5	000												
納 入		<table border="1"> <tr> <th>千</th><th>百</th><th>十</th><th>万</th><th>千</th><th>百</th><th>十</th><th>円</th> </tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table>		千	百	十	万	千	百	十	円								
千	百	十	万	千	百	十	円												
納 入		<table border="1"> <tr> <th>千</th><th>百</th><th>十</th><th>万</th><th>千</th><th>百</th><th>十</th><th>円</th> </tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table>		千	百	十	万	千	百	十	円								
千	百	十	万	千	百	十	円												
納 入		<table border="1"> <tr> <th>千</th><th>百</th><th>十</th><th>万</th><th>千</th><th>百</th><th>十</th><th>円</th> </tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table>		千	百	十	万	千	百	十	円								
千	百	十	万	千	百	十	円												
納 入		<table border="1"> <tr> <th>千</th><th>百</th><th>十</th><th>万</th><th>千</th><th>百</th><th>十</th><th>円</th> </tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table>		千	百	十	万	千	百	十	円								
千	百	十	万	千	百	十	円												
納 入		<table border="1"> <tr> <th>千</th><th>百</th><th>十</th><th>万</th><th>千</th><th>百</th><th>十</th><th>円</th> </tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table>		千	百	十	万	千	百	十	円								
千	百	十	万	千	百	十	円												
納 入		<table border="1"> <tr> <th>千</th><th>百</th><th>十</th><th>万</th><th>千</th><th>百</th><th>十</th><th>円</th> </tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table>		千	百	十	万	千	百	十	円								
千	百	十	万	千	百	十	円												
納 入		<table border="1"> <tr> <th>千</th><th>百</th><th>十</th><th>万</th><th>千</th><th>百</th><th>十</th><th>円</th> </tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table>		千	百	十	万	千	百	十	円								
千	百	十	万	千	百	十	円												
納 入		<table border="1"> <tr> <th>千</th><th>百</th><th>十</th><th>万</th><th>千</th><th>百</th><th>十</th><th>円</th> </tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table>		千	百	十	万	千	百	十	円								
千	百	十	万	千	百	十	円												
納 入		<table border="1"> <tr> <th>千</th><th>百</th><th>十</th><th>万</th><th>千</th><th>百</th><th>十</th><th>円</th> </tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table>		千	百	十	万	千	百	十	円								
千	百	十	万	千	百	十	円												
納 入		<table border="1"> <tr> <th>千</th><th>百</th><th>十</th><th>万</th><th>千</th><th>百</th><th>十</th><th>円</th> </tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table>		千	百	十	万	千	百	十	円								
千	百	十	万	千	百	十	円												
納 入		<table border="1"> <tr> <th>千</th><th>百</th><th>十</th><th>万</th><th>千</th><th>百</th><th>十</th><th>円</th> </tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table>		千	百	十	万	千	百	十	円								
千	百	十	万	千	百	十	円												
納 入		<table border="1"> <tr> <th>千</th><th>百</th><th>十</th><th>万</th><th>千</th><th>百</th><th>十</th><th>円</th> </tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table>		千	百	十	万	千	百	十	円								
千	百	十	万	千	百	十	円												
納 入		<table border="1"> <tr> <th>千</th><th>百</th><th>十</th><th>万</th><th>千</th><th>百</th><th>十</th><th>円</th> </tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table>		千	百	十	万	千	百	十	円								
千	百	十	万	千	百	十	円												
納 入		<table border="1"> <tr> <th>千</th><th>百</th><th>十</th><th>万</th><th>千</th><th>百</th><th>十</th><th>円</th> </tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table>		千	百	十	万	千	百	十	円								
千	百	十	万	千	百	十	円												
納 入		<table border="1"> <tr> <th>千</th><th>百</th><th>十</th><th>万</th><th>千</th><th>百</th><th>十</th><th>円</th> </tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table>		千	百	十	万	千	百	十	円								
千	百	十	万	千	百	十	円												
納 入		<table border="1"> <tr> <th>千</th><th>百</th><th>十</th><th>万</th><th>千</th><th>百</th><th>十</th><th>円</th> </tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table>		千	百	十	万	千	百	十	円								
千	百	十	万	千	百	十	円												
納 入		<table border="1"> <tr> <th>千</th><th>百</th><th>十</th><th>万</th><th>千</th><th>百</th><th>十</th><th>円</th> </tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table>		千	百	十	万	千	百	十	円								
千	百	十	万	千	百	十	円												
納 入		<table border="1"> <tr> <th>千</th><th>百</th><th>十</th><th>万</th><th>千</th><th>百</th><th>十</th><th>円</th> </tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table>		千	百	十	万	千	百	十	円								
千	百	十	万	千	百	十	円												
納 入		<table border="1"> <tr> <th>千</th><th>百</th><th>十</th><th>万</th><th>千</th><th>百</th><th>十</th><th>円</th> </tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table>		千	百	十	万	千	百	十	円								
千	百	十	万	千	百	十	円												
納 入		<table border="1"> <tr> <th>千</th><th>百</th><th>十</th><th>万</th><th>千</th><th>百</th><th>十</th><th>円</th> </tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table>		千	百	十	万	千	百	十	円								
千	百	十	万	千	百	十	円												
納 入		<table border="1"> <tr> <th>千</th><th>百</th><th>十</th><th>万</th><th>千</th><th>百</th><th>十</th><th>円</th> </tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table>		千	百	十	万	千	百	十	円								
千	百	十	万	千	百	十	円												
納 入		<table border="1"> <tr> <th>千</th><th>百</th><th>十</th><th>万</th><th>千</th><th>百</th><th>十</th><th>円</th> </tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table>		千	百	十	万	千	百	十	円								
千	百	十	万	千	百	十	円												
納 入		<table border="1"> <tr> <th>千</th><th>百</th><th>十</th><th>万</th><th>千</th><th>百</th><th>十</th><th>円</th> </tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table>		千	百	十	万	千	百	十	円								
千	百	十	万	千	百	十	円												
納 入		<table border="1"> <tr> <th>千</th><th>百</th><th>十</th><th>万</th><th>千</th><th>百</th><th>十</th><th>円</th> </tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table>		千	百	十	万	千	百	十	円								
千	百	十	万	千	百	十	円												
納 入		<table border="1"> <tr> <th>千</th><th>百</th><th>十</th><th>万</th><th>千</th><th>百</th><th>十</th><th>円</th> </tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table>		千	百	十	万	千	百	十	円								
千	百	十	万	千	百	十	円												
納 入		<table border="1"> <tr> <th>千</th><th>百</th><th>十</th><th>万</th><th>千</th><th>百</th><th>十</th><th>円</th> </tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table>		千	百	十	万	千	百	十	円								
千	百	十	万	千	百	十	円												
納 入		<table border="1"> <tr> <th>千</th><th>百</th><th>十</th><th>万</th><th>千</th><th>百</th><th>十</th><th>円</th> </tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table>		千	百	十	万	千	百	十	円								
千	百	十	万	千	百	十	円												
納 入		<table border="1"> <tr> <th>千</th><th>百</th><th>十</th><th>万</th><th>千</th><th>百</th><th>十</th><th>円</th> </tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table>		千	百	十	万	千	百	十	円								
千	百	十	万	千	百	十	円												
納 入		<table border="1"> <tr> <th>千</th><th>百</th><th>十</th><th>万</th><th>千</th><th>百</th><th>十</th><th>円</th> </tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table>		千	百	十	万	千	百	十	円								
千	百	十	万	千	百	十	円												
納 入		<table border="1"> <tr> <th>千</th><th>百</th><th>十</th><th>万</th><th>千</th><th>百</th><th>十</th><th>円</th> </tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table>		千	百	十	万	千	百	十	円								
千	百	十	万	千	百	十	円												
納 入		<table border="1"> <tr> <th>千</th><th>百</th><th>十</th><th>万</th><th>千</th><th>百</th><th>十</th><th>円</th> </tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table>		千	百	十	万	千	百	十	円								
千	百	十	万	千	百	十	円												
納 入		<table border="1"> <tr> <th>千</th><th>百</th><th>十</th><th>万</th><th>千</th><th>百</th><th>十</th><th>円</th> </tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table>		千	百	十	万	千	百	十	円								
千	百	十	万	千	百	十	円												
納 入		<table border="1"> <tr> <th>千</th><th>百</th><th>十</th><th>万</th><th>千</th><th>百</th><th>十</th><th>円</th> </tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table>		千	百	十	万	千	百	十	円								
千	百	十	万	千	百	十	円												
納 入		<table border="1"> <tr> <th>千</th><th>百</th><th>十</th><th>万</th><th>千</th><th>百</th><th>十</th><th>円</th> </tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table>		千	百	十	万	千	百	十	円								
千	百	十	万	千	百	十	円												
納 入		<table border="1"> <tr> <th>千</th><th>百</th><th>十</th><th>万</th><th>千</th><th>百</th><th>十</th><th>円</th> </tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table>		千	百	十	万	千	百	十	円								
千	百	十	万	千	百	十	円												
納 入		<table border="1"> <tr> <th>千</th><th>百</th><th>十</th><th>万</th><th>千</th><th>百</th><th>十</th><th>円</th> </tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table>		千	百	十	万	千	百	十	円								
千	百	十	万	千	百	十	円												
納 入		<table border="1"> <tr> <th>千</th><th>百</th><th>十</th><th>万</th><th>千</th><th>百</th><th>十</th><th>円</th> </tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table>		千	百	十	万	千	百	十	円								
千	百	十	万	千	百	十	円												
納 入		<table border="1"> <tr> <th>千</th><th>百</th><th>十</th><th>万</th><th>千</th><th>百</th><th>十</th><th>円</th> </tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table>		千	百	十	万	千	百	十	円								
千	百	十	万	千	百	十	円												
納 入		<table border="1"> <tr> <th>千</th><th>百</th><th>十</th><th>万</th><th>千</th><th>百</th><th>十</th><th>円</th> </tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table>		千	百	十	万	千	百	十	円								
千	百	十	万	千	百	十	円												
納 入		<table border="1"> <tr> <th>千</th><th>百</th><th>十</th><th>万</th><th>千</th><th>百</th><th>十</th><th>円</th> </tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table>		千	百	十	万	千	百	十	円								
千	百	十	万	千	百	十	円												
納 入		<table border="1"> <tr> <th>千</th><th>百</th><th>十</th><th>万</th><th>千</th><th>百</th><th>十</th><th>円</th> </tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table>		千	百	十	万	千	百	十	円								
千	百	十	万	千	百	十	円												
納 入		<table border="1"> <tr> <th>千</th><th>百</th><th>十</th><th>万</th><th>千</th><th>百</th><th>十</th><th>円</th> </tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table>		千	百	十	万	千	百	十	円								
千	百	十	万	千	百	十	円												
納 入		<table border="1"> <tr> <th>千</th><th>百</th><th>十</th><th>万</th><th>千</th><th>百</th><th>十</th><th>円</th> </tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table>		千	百	十	万	千	百	十	円								
千	百	十	万	千	百	十	円												
納 入		<table border="1"> <tr> <th>千</th><th>百</th><th>十</th><th>万</th><th>千</th><th>百</th><th>十</th><th>円</th> </tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table>		千	百	十	万	千	百	十	円								
千	百	十	万	千	百	十	円												
納 入		<table border="1"> <tr> <th>千</th><th>百</th><th>十</th><th>万</th><th>千</th><th>百</th><th>十</th><th>円</th> </tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table>		千	百	十	万	千	百	十	円								
千	百	十	万	千	百	十	円												
納 入		<table border="1"> <tr> <th>千</th><th>百</th><th>十</th><th>万</th><th>千</th><th>百</th><th>十</th><th>円</th> </tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table>		千	百	十	万	千	百	十	円								
千	百	十	万	千	百	十	円												
納 入		<table border="1"> <tr> <th>千</th><th>百</th><th>十</th><th>万</th><th>千</th><th>百</th><th>十</th><th>円</th> </tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table>		千	百	十	万	千	百	十	円								
千	百	十	万	千	百	十	円												
納 入		<table border="1"> <tr> <th>千</th><th>百</th><th>十</th><th>万</th><th>千</th><th>百</th><th>十</th><th>円</th> </tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table>		千	百	十	万	千	百	十	円								
千	百	十	万	千	百	十	円												
納 入		<table border="1"> <tr> <th>千</th><th>百</th><th>十</th><th>万</th><th>千</th><th>百</th><th>十</th><th>円</th> </tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table>		千	百	十	万	千	百	十	円								
千	百	十	万	千	百	十	円												
納 入		<table border="1"> <tr> <th>千</th><th>百</th><th>十</th><th>万</th><th>千</th><th>百</th><th>十</th><th>円</th> </tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table>		千	百	十	万	千	百	十	円								
千	百	十	万	千	百	十	円												
納 入		<table border="1"> <tr> <th>千</th><th>百</th><th>十</th><th>万</th><th>千</th><th>百</th><th>十</th><th>円</th> </tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table>		千	百	十	万	千	百	十	円								
千	百	十	万	千	百	十	円												
納 入		<table border="1"> <tr> <th>千</th><th>百</th><th>十</th><th>万</th><th>千</th><th>百</th><th>十</th><th>円</th> </tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table>		千	百	十	万	千	百	十	円								
千	百	十	万	千	百	十	円												
納 入		<table border="1"> <tr> <th>千</th><th>百</th><th>十</th><th>万</th><th>千</th><th>百</th><th>十</th><th>円</th> </tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table>		千	百	十	万	千	百	十	円								
千	百	十	万	千	百	十	円												
納 入		<table border="1"> <tr> <th>千</th><th>百</th><th>十</th><th>万</th><th>千</th><th>百</th><th>十</th><th>円</th> </tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table>		千	百	十	万	千	百	十	円								
千	百	十	万	千	百	十	円												
納 入		<table border="1"> <tr> <th>千</th><th>百</th><th>十</th><th>万</th><th>千</th><th>百</th><th>十</th><th>円</th> </tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table>		千	百	十	万	千	百	十	円								
千	百	十	万	千	百	十	円												
納 入		<table border="1"> <tr> <th>千</th><th>百</th><th>十</th><th>万</th><th>千</th><th>百</th><th>十</th><th>円</th> </tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table>		千	百	十	万	千	百	十	円								
千	百	十	万	千	百	十	円												
納 入		<table border="1"> <tr> <th>千</th><th>百</th><th>十</th><th>万</th><th>千</th><th>百</th><th>十</th><th>円</th> </tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table>		千	百	十	万	千	百	十	円								
千	百	十	万	千	百	十	円												
納 入		<table border="1"> <tr> <th>千</th><th>百</th><th>十</th><th>万</th><th>千</th><th>百</th><th>十</th><th>円</th> </tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table>		千	百	十	万	千	百	十	円								
千	百	十	万	千	百	十	円												
納 入		<table border="1"> <tr> <th>千</th><th>百</th><th>十</th><th>万</th><th>千</th><th>百</th><th>十</th><th>円</th> </tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table>		千	百	十	万	千	百	十	円								
千	百	十	万	千	百	十	円												
納 入		<table border="1"> <tr> <th>千</th><th>百</th><th>十</th><th>万</th><th>千</th><th>百</th><th>十</th><th>円</th> </tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table>		千	百	十	万	千	百	十	円								
千	百	十	万	千	百	十	円												
納 入		<table border="1"> <tr> <th>千</th><th>百</th><th>十</th><th>万</th><th>千</th><th>百</th><th>十</th><th>円</th> </tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table>		千	百	十	万	千	百	十	円								
千	百	十	万	千	百	十	円												
納 入		<table border="1"> <tr> <th>千</th><th>百</th><th>十</th><th>万</th><th>千</th><th>百</th><th>十</th><th>円</th> </tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table>		千	百	十	万	千	百	十	円								
千	百	十	万	千	百	十	円												
納 入		<table border="1"> <tr> <th>千</th><th>百</th><th>十</th><th>万</th><th>千</th><th>百</th><th>十</th><th>円</th> </tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table>		千	百	十	万	千	百	十	円								
千	百	十	万	千	百	十	円												
納 入		<table border="1"> <tr> <th>千</th><th>百</th><th>十</th><th>万</th><th>千</th><th>百</th><th>十</th><th>円</th> </tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table>		千	百	十	万	千	百	十	円								
千	百	十	万	千	百	十	円												
納 入		<table border="1"> <tr> <th>千</th><th>百</th><th>十</th><th>万</th><th>千</th><th>百</th><th>十</th><th>円</th> </tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table>		千	百	十	万	千	百	十	円								
千	百	十	万	千	百	十	円												
納 入		<table border="1"> <tr> <th>千</th><th>百</th><th>十</th><th>万</th><th>千</th><th>百</th><th>十</th><th>円</th> </tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table>		千	百	十	万	千	百	十	円								
千	百	十	万	千	百	十	円												
納 入		<table border="1"> <tr> <th>千</th><th>百</th><th>十</th><th>万</th><th>千</th><th>百</th><th>十</th><th>円</th> </tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table>		千	百	十	万	千	百	十	円								
千	百	十	万	千	百	十	円												
納 入		<table border="1"> <tr> <th>千</th><th>百</th><th>十</th><th>万</th><th>千</th><th>百</th><th>十</th><th>円</th> </tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table>		千	百	十	万	千	百	十	円								
千	百	十	万	千	百	十	円												
納 入		<table border="1"> <tr> <th>千</th><th>百</th><th>十</th><th>万</th><th>千</th><th>百</th><th>十</th><th>円</th> </tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table>		千	百	十	万	千	百	十	円								
千	百	十	万	千	百	十	円												
納 入		<table border="1"> <tr> <th>千</th><th>百</th><th>十</th><th>万</th><th>千</th><th>百</th><th>十</th><th>円</th> </tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table>		千	百	十	万	千	百	十	円								
千	百	十	万	千	百	十	円												
納 入		<table border="1"> <tr> <th>千</th><th>百</th><th>十</th><th>万</th><th>千</th><th>百</th><th>十</th><th>円</th> </tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table>		千	百	十	万	千	百	十	円								
千	百	十	万	千	百	十	円												
納 入		<table border="1"> <tr> <th>千</th><th>百</th><th>十</th><th>万</th><th>千</th><th>百</th><th>十</th><th>円</th> </tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table>		千	百	十	万	千	百	十	円								
千	百	十	万	千	百	十	円												
納 入		<table border="1"> <tr> <th>千</th><th>百</th><th>十</th><th>万</th><th>千</th><th>百</th><th>十</th><th>円</th> </tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table>		千	百	十	万	千	百	十	円								
千	百	十	万	千	百	十	円												
納 入		<table border="1"> <tr> <th>千</th><th>百</th><th>十</th><th>万</th><th>千</th><th>百</th><th>十</th><th>円</th> </tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table>		千	百	十	万	千	百	十	円								
千	百	十	万	千	百	十	円												
納 入		<table border="1"> <tr> <th>千</th><th>百</th><th>十</th><th>万</th><th>千</th><th>百</th><th>十</th><th>円</th> </tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table>		千	百	十	万	千	百	十	円								
千	百	十	万	千	百	十	円												
納 入		<table border="1"> <tr> <th>千</th><th>百</th><th>十</th><th>万</th><th>千</th><th>百</th><th>十</th><th>円</th> </tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table>		千	百	十	万	千	百	十	円								
千	百	十	万	千	百	十	円												
納 入		<table border="1"> <tr> <th>千</th><th>百</th><th>十</th><th>万</th><th>千</th><th>百</th><th>十</th><th>円</th> </tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table>		千	百	十	万	千	百	十	円								
千	百	十	万	千	百	十	円												
納 入		<table border="1"> <tr> <th>千</th><th>百</th><th>十</th><th>万</th><th>千</th><th>百</th><th>十</th><th>円</th> </tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table>		千	百	十	万	千	百	十	円								
千	百	十	万	千	百	十	円												
納 入		<table border="1"> <tr> <th>千</th><th>百</th><th>十</th><th>万</th><th>千</th><th>百</th><th>十</th><th>円</th> </tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table>		千	百	十	万	千	百	十	円								
千	百	十	万	千	百	十	円												
納 入		<table border="1"> <tr> <th>千</th><th>百</th><th>十</th><th>万</th><th>千</th><th>百</th><th>十</th><th>円</th> </tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table>		千	百	十	万	千	百	十	円								
千	百	十	万	千	百	十	円												
納 入		<table border="1"> <tr> <th>千</th><th>百</th><th>十</th><th>万</th><th>千</th><th>百</th><th>十</th><th>円</th> </tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table>		千	百	十	万	千	百	十	円								
千	百	十	万	千	百	十	円												
納 入		<table border="1"> <tr> <th>千</th><th>百</th><th>十</th><th>万</th><th>千</th><th>百</th><th>十</th><th>円</th> </tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table>		千	百	十	万	千	百	十	円								
千	百	十	万	千	百	十	円												
納 入		<table border="1"> <tr> <th>千</th><th>百</th><th>十</th><th>万</th><th>千</th><th>百</th><th>十</th><th>円</th> </tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table>		千	百	十	万	千	百	十	円								
千	百	十	万	千	百	十	円												
納 入		<table border="1"> <tr> <th>千</th><th>百</th><th>十</th><th>万</th><th>千</th><th>百</th><th>十</th></tr></table>		千	百	十	万	千	百	十									
千	百	十	万	千	百	十													

予備の納入書(白紙)の使用について

税額の変更等で予備の納入書(白紙)をお使いになる場合は、次の要領で記入をお願いします。

令和7年度 給与所得等に係る市民税・道民税・森林環境税 特別徴収税額の決定・変更通知書(特別徴収義務者用)をご準備ください。

※納税義務者の異動等があった場合は帯広市が送付した最新の通知書をご準備ください。

貴事業所の指定番号は、別紙の「給与所得等に係る市民税・道民税・森林環境税 特別徴収税額の決定・変更通知書(特別徴収義務者用)」に記載してある8桁の数字です。また、指定番号はあらかじめ納入書に印字されている場合があります。指定番号がご不明な場合にはお手数ですが市民税課までご連絡ください。

北海道 帯広市			領収証書 (公)		
市区町村コード	口座番号	加入者名			
012076	02700-6-960163	帯広市会計管理者			
指定番号		納入金額(1)	円		
令和7年 12月分		10000001			
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。		給与分 (所得区分を要む)	285000		
		退職所得分			
		延滞金			
納期限 令和8年 1月13日		額			
(2) 合計額		285000			
(特別徴収義務者) 〒011-0000			領収日 付印		
所在地 札幌市〇区北△条西□丁目×番地			氏名 帯広記載例株式会社		
上記のとおり領収しました。			(納入者保管)		

北海道 帯広市			納入書 (公)		
市区町村コード	口座番号	加入者名			
012076	02700-6-960163	帯広市会計管理者			
指定番号		納入金額(1)	円		
令和7年 12月分		10000001			
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。		給与分 (所得区分を要む)	285000		
		退職所得分			
		延滞金			
納期限 令和8年 1月13日		額			
日計		(2) 合計額	285000		
(特別徴収義務者) 〒011-0000			領収日 付印		
所在地 札幌市〇区北△条西□丁目×番地			氏名 帯広記載例株式会社		
上記のとおり納入します。			(金融機関又は郵便局保管)		

北海道 帯広市			納入済通知書 (公)		
市区町村コード	口座番号	加入者名			
012076	02700-6-960163	帯広市会計管理者			
指定番号		納入金額(1)	円		
令和7年 12月分		10000001			
012076		給与分 (所得区分を要む)	285000		
		退職所得分			
		延滞金			
納期限 令和8年 1月13日		額			
取りまとめ局 小樽貯金事務センター (〒047-8794)		(2) 合計額	285000		
(特別徴収義務者) 〒011-0000			領収日 付印		
所在地 札幌市〇区北△条西□丁目×番地			氏名 帯広記載例株式会社		
上記のとおり通知します。			(受付店(局)→帯広信用金庫本店(取りまとめ局)→帯広市) (帯広市保管)		

納入済通知書の金額欄に「」記号は記入しないでください。

徴収月、「納期限」欄に該当する年月日、「納入金額(2)」欄へ納入金額、特別徴収義務者名をそれぞれ記入してください。
なお、特別徴収義務者名は、あらかじめ印字されている場合もあります。

左と同じ要領で記入してください

記入例 ①

—異動届出書の記入について—

転勤等により、納税者が別の事業所で特別徴収を継続する場合

給与支払報告書・特別徴収にかかる給与所得者異動届出書

年 度 ① 現年度 2. 新年度 3. 両年度

令和 7 年 10 月 1 日	給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地 〒 0 8 0 - 0 0 1 5 帯広市西5条南〇〇丁目△-×	指定番号 0 9 5 9 9 9 9 9	法人番号 (個人事業主は 個人番号) 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	担当者 経理部 帯田 広助	連絡先 0155-24-0000 内線()	
帯 広 市 長 様	名称 帯広見本株式会社						
異 動 者 情 報		A 特別徴収 年税額	B 徴収済税額	C 未徴収税額 (A-B)	異動年月日	異動事由 (数字を記載)	未徴収税額(C)の 異動後の取り扱い (数字を記載)
宛名番号	2 2 2 2 2 2 2						
フリガナ	オビモト ヒロト						
氏名	帯本 広人 旧姓 ()		6 月分 から	11 月分 から	令和 7 年	1. 退職 2. 転勤 3. 休職 4. 長期欠勤 5. 死亡 6. その他 [その他の理由]	1. 他の事業所で 特別徴収を継続する ⇒下段★①へ 2. 退職時に残額を 一括徴収し納付する ⇒下段★②へ 3. 異動者が 普通徴収で納める ⇒下段★③へ
個人番号	0000 0000 0000		10 月分	5 月分	10 月		
生年月日	昭和 57 年 〇 月 × 日	240,000	(11 月 10 日 納期限)まで	まで	31 日		
1月1日の 住所	帯広市西〇条南△丁目〇番地 〇〇アパート☆号室						
退職時の 住所	札幌市〇区北〇条東△丁目×番地 ☆☆マンション〇〇〇〇号室	円	100,000 円	140,000 円		2 上から 番号を 記入	1 上から 番号を 記入

★① 未徴収税額を他事業所で特別徴収継続する場合

異動後事業所	所在地 〒 0 1 1 - 0 0 × × 札幌市〇区北△条西〇丁目×番地	指定番号 1 0 0 0 0 0 0 0 1	法人番号 12345 6789 0123	新しい勤務先では 11 月分 より、月割額 20,000 円で 徴収し、納入する連絡済みです。
	名称 帯広記載例株式会社	担当者 経理部 帯家 広子	連絡先 011-251-0000	受給者 番号 001

★②退職時に残額を一括徴収し納付する場合 ※1月1日以降の退職は一括徴収が義務付けられています。

一括徴収額	※C:未徴収税額と同額	徴収予定月日	左記の一括徴収した税額は 月分 (月 日納期限) で納入します。
	円	月 日	

異動事由	退職手当支払予定額	勤続年数
1・退職の場合	円	年 月

★③未徴収の税額を本人が納付書で納める場合(選択し、○をつけてください)

理由	(1)12月31日までに退職し、本人から一括徴収の申し出がないため (2)1月1日以降に退職し、未徴収税額を上回る給与・退職手当等の支給がないため (3)その他()
----	---

※市町村記入欄	1 2
---------	--------

記入例 ②

—異動届出書の記入について—

退職等により、残りの税額を一括で徴収し納付する場合

給与支払報告書・特別徴収にかかる給与所得者異動届出書

令和 7 年 10 月 1 日		給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地	〒 0 8 0 - 0 0 1 5 帯広市西5条南〇〇丁目△-×	指定番号	0	9	5	9	9	9	9	
帯広市長様			名称	帯広見本株式会社	法人番号 (個人事業主は個人番号)	00000 0000 0000							
					担当者	経理部 帯田 広助		連絡先	0155-24-0000 内線()				
異動者情報					A 特別徴収 年税額	B 徴収済税額	C 未徴収税額 (A-B)	異動年月日	異動事由 (数字を記載)	未徴収税額(C)の 異動後の取り扱い (数字を記載)			
宛名番号	2	2	2	2	2	2	2	令和 7 年 10 月 31 日	1. 退職 2. 転勤 3. 休職 4. 長期欠勤 5. 死亡 6. その他 [その他の理由] 1 上から 番号を 記入	1. 他の事業所で 特別徴収を継続する ⇒下段★①へ 2. 退職時に残額を 一括徴収し納付する ⇒下段★②へ 3. 異動者が 普通徴収で納める ⇒下段★③へ 2 上から 番号を 記入			
フリガナ	オビモト ヒロト												
氏名	帯本 広人 旧姓 ()												
個人番号	0000 0000 0000												
生年月日	昭和 57 年 〇 月 × 日												
1月1日の 住所	帯広市西〇条南△丁目〇番地 〇〇アパート☆号室												
退職時の 住所	札幌市〇区北〇条東△丁目×番地 ☆☆マンション〇〇〇〇号室												

★① 未徴収税額を他事業所で特別徴収継続する場合

異動後 事業所	所在地	〒 -	指定番号								新しい勤務先では 月分 より、月割額 円で 徴収し、納入する連絡済みです。
	名称		法人番号								
			担当者					連絡先			

★②退職時に残額を一括徴収し納付する場合 ※1月1日以降の退職は一括徴収が義務付けられています。

一括 徴収 額	※C:未徴収税額と同額 140,000 円	徴収 予定 月日	10 月 31 日	左記の一括徴収した税額は 11 月分 (12 月 10 日納期限) で納入します。	異動事由 1・退職の場合	退職手当支払予定額 10,000,000 円	勤続年数 20 年 5 月
---------------	--------------------------	----------------	-----------	---	-----------------	---------------------------	------------------

★③未徴収の税額を本人が納付書で納める場合(選択し、○をつけてください)

理由	(1)12月31日までに退職し、本人から一括徴収の申し出がないため (2)1月1日以降に退職し、未徴収税額を上回る給与・退職手当等の支給がないため (3)その他()	※市町村記入欄	1 2
----	---	---------	--------

記入例 ③

—異動届出書の記入について—

退職等により、残りの税額は普通徴収(本人払い)とする場合

給与支払報告書・特別徴収にかかる給与所得者異動届出書

令和 7 年 10 月 1 日		給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地	〒 0 8 0 - 0 0 1 5 帯広市西5条南〇〇丁目△-×	指定番号	0	9	5	9	9	9	9	
帯広市長様			名称	帯広見本株式会社	法人番号 (個人事業主は個人番号)	00000 0000 0000							
					担当者	経理部 帯田 広助		連絡先	0155-24-0000 内線()				
異動者情報					A 特別徴収 年税額	B 徴収済税額	C 未徴収税額 (A-B)	異動年月日	異動事由 (数字を記載)	未徴収税額(C)の 異動後の取り扱い (数字を記載)			
宛名番号	2	2	2	2	2	2	2	令和 7 年 10 月 31 日	1. 退職 2. 転勤 3. 休職 4. 長期欠勤 5. 死亡 6. その他 [その他の理由] 1 上から 番号を 記入	1. 他の事業所で 特別徴収を継続する ⇒下段★①へ 2. 退職時に残額を 一括徴収し納付する ⇒下段★②へ 3. 異動者が 普通徴収で納める ⇒下段★③へ 3 上から 番号を 記入			
フリガナ	オビモト ヒロト												
氏名	帯本 広人 旧姓 ()												
個人番号	0000 0000 0000												
生年月日	昭和 57 年 〇 月 × 日												
1月1日の 住所	帯広市西〇条南△丁目〇番地 〇〇アパート☆号室												
退職時の 住所	札幌市〇区北〇条東△丁目×番地 ☆☆マンション〇〇〇〇号室												

★① 未徴収税額を他事業所で特別徴収継続する場合

異動後事業所	所在地	〒 -	指定番号								新しい勤務先では 月分 より、月割額 円で 徴収し、納入する連絡済みです。
	名称		法人番号								
			担当者					連絡先			

★②退職時に残額を一括徴収し納付する場合 ※1月1日以降の退職は一括徴収が義務付けられています。

一括 徴収 額	※C:未徴収税額と同額	徴収 予定 月日	月 日	左記の一括徴収した税額は 月分 (月 日納期限) で納入します。
---------------	-------------	----------------	-----	--

異動事由	退職手当支払予定額	勤続年数
1・退職の場合	10,000,000 円	20 年 5 月

★③未徴収の税額を本人が納付書で納める場合(選択し、○をつけてください)

理由	(1)12月31日までに退職し、本人から一括徴収の申し出がないため (2)1月1日以降に退職し、未徴収税額を上回る給与・退職手当等の支給がないため (3)その他()
----	---

※市町村記入欄	1 2
---------	--------

記入例 ④

特別徴収への変更依頼書

令和 7 年 7 月 21 日 帯 広 市 長 様	給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地	〒 0 8 0 - 0 0 1 5 帯広市西5条南〇〇丁目△ー×	指定番号	0	9	5	9	9	9	9	9
		名称	帯広見本株式会社	法人番号 (個人事業主は 個人番号)	00000 0000 0000							
				担当者	経理部 帯田 広助	連絡先	0155-24-0000 内線()					

普通徴収で課税されている方の市民税・道民税・森林環境税を特別徴収(給与天引き)に切り替える場合には、この用紙をご提出ください。

なお、お急ぎの場合は帯広市役所市民税課市民税係(直通 0155-65-4120)までお電話にてご連絡ください。

下記の者について、令和 7 年 9 月分より特別徴収を希望します。

(10 月 10 日納期限)

納税義務者情報	住所	帯広市西〇条南△丁目〇番地 ハイツ☆☆ 〇〇〇号室			普通徴収 お問い合わせ番号	0	2	2	2	2	2	2	2
	フリガナ	オビモト ヒロト			個人番号(マイナンバー)	0000 0000 0000							
	氏名	帯本 広人			普通徴収 年税額	240,000 円							
					普通徴収 納付済額	120,000 円							
	生年月日	昭和 57 年 〇 月 × 日	受給者 番 号	00000000	普通徴収 納付済期	第 2 期分まで納付済み							
					住民税口座振替 登録の有無	有 ・ 無							
備考					※市町村記入欄								1
													2

給与支払報告書・特別徴収にかかる給与所得者異動届出書

令和 年 月 日		給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地	〒 -				指定番号								
帯広市長様			名称					法人番号 (個人事業主は個人番号)								
							担当者					連絡先	内線()			
異動者情報				A 特別徴収 年税額	B 徴収済税額	C 未徴収税額 (A-B)	異動年月日	異動事由 (数字を記載)		未徴収税額(C)の 異動後の取り扱い (数字を記載)						
宛名番号																
フリガナ																
氏名				旧姓 ()												
個人番号																
生年月日				年 月 日												
1月1日の 住所																
退職時の 住所																
				円	円	円	令和 年 月 日	1. 退職 2. 転勤 3. 休職 4. 長期欠勤 5. 死亡 6. その他 [その他の理由] 上から 番号を 記入		1. 他の事業所で 特別徴収を継続する ⇒下段★①へ 2. 退職時に残額を 一括徴収し納付する ⇒下段★②へ 3. 異動者が 普通徴収で納める ⇒下段★③へ 上から 番号を 記入						

★① 未徴収税額を他事業所で特別徴収継続する場合

異動後事業所	所在地	〒 -				指定番号								新しい勤務先では 月分 より、月割額 円で 徴収し、納入する連絡済みです。	
	名称					法人番号									
					担当者					連絡先			受給者 番号		

★②退職時に残額を一括徴収し納付する場合 ※1月1日以降の退職は一括徴収が義務付けられています。

一括 徴収 額	※C:未徴収税額と同額	徴収 予定 月日		左記の一括徴収した税額は 月分 (月 日納期限) で納入します。
	円		月 日	

異動事由	退職手当支払予定額	勤続年数
1・退職の場合	円	年 月

★③未徴収の税額を本人が納付書で納める場合(選択し、○をつけてください)

理由	(1)12月31日までに退職し、本人から一括徴収の申し出がないため (2)1月1日以降に退職し、未徴収税額を上回る給与・退職手当等の支給がないため (3)その他()
----	--

※市町村記入欄	1
	2

特別徴収への変更依頼書

令和 年 月 日 帯 広 市 長 様	給 与 支 払 者 (特別徴収義務者)	所 在 地	〒 -	指 定 番 号									
		名 称		法 人 番 号 (個人事業主は 個人番号)									
				担 当 者					連 絡 先	内 線 ()			

普通徴収で課税されている方の市民税・道民税・森林環境税を特別徴収(給与天引き)に切り替える場合には、この用紙をご提出ください。

なお、お急ぎの場合は帯広市役所市民税課市民税係(直通 0155-65-4120)までお電話にてご連絡ください。

下記の者について、令和 年 月分より特別徴収を希望します。 (月 日納期限)													
納 税 義 務 者 情 報	住 所						普 通 徴 収 お 問 い 合 わ せ 番 号						
							個 人 番 号 (マイナンバー)						
	フリガナ						普 通 徴 収 年 税 額	円					
	氏 名						普 通 徴 収 納 付 済 額	円					
	生 年 月 日	年 月 日	受 給 者 番 号		普 通 徴 収 納 付 済 期	第 期分まで納付済み							
					住 民 税 口 座 振 替 登 録 の 有 無	有 ・ 無							
備 考							※市町村記入欄						1
													2

特別徴収義務者の変更届出書

令和 年 月 日 帯 広 市 長 様	特別徴収義務者の所在地	特別徴収義務者指定番号		
		法人番号 (個人事業主は個人番号)		
	特別徴収義務者の名称	担当者	(所 属)	(氏 名)
			(電話番号) ()	—

(異動事由) ☐ 名称変更 ☐ 住所変更 ☐ 送付先変更 ☐ その他		(異動年月日) 令和 年 月 日	
異動事項	異 動 前	異 動 後	
フリガナ 名 称 ま た は 氏 名			
フリガナ 所 在 地 ま た は 住 所	〒 —	〒 —	
法 人 番 号 個人事業主は個人番号 (マイナンバー)			
フ リ ガ ナ			
送 付 先 名 称			
送 付 先 住 所	〒 —	〒 —	
備 考			

(異動事由) ☐ 休業 ☐ 解散 ☐ 閉鎖 ☐ その他		(異動年月日) 令和 年 月 日	
備 考			

※この届出書を提出されましても、法人市民税の異動届出書を提出したことはありません。別途ご提出ください。

記入のしかたについては裏面をご参照ください。

記入例

特別徴収義務者の変更届出書

令和 7 年 6 月 21 日 帯 広 市 長 様	特別徴収義務者の所在地	特別徴収義務者指定番号		1 0 0 0 0 0 0 5
	帯広市緑ヶ丘○番地	法人番号 (個人事業主は個人番号)		00000 0000 0000
		特別徴収義務者の名称	担当者	(所 属)
株式会社凸凸産業帯広			会計課	帯 宏
			(電話番号) (0155)	23 — XXXX

<<名称、住所、送付先変更の場合>>

(異動事由) ☐ 名称変更 ☒ 住所変更 ☐ 送付先変更 ☐ その他		(異動年月日) 令和 6 年 7 月 1 日
異動事項	異 動 前	異 動 後
フリガナ 名 称 ま た は 氏 名		
フリガナ 所 在 地 ま た は 住 所	オビヒロシミドリガオカ○バンチ 〒080-0000 帯広市緑ヶ丘○番地	オビヒロシコウフクチョウ□バンチ 〒089-0000 帯広市幸福町□番地
法 人 番 号 個人事業主は個人番号 (マイナンバー)		
フ リ ガ ナ 送 付 先 名 称		

<<休業、解散または閉鎖の場合>>

(異動事由) ☐ 休業 ☒ 解散 ☐ 閉鎖 ☐ その他		(異動年月日) 令和 7 年 6 月 30 日
備 考	帯広凹凹産業株式会社(法人番号1000010001000)と合併により解散	

※この届出書を提出されましても、法人市民税の異動届出書を提出したことにはなりません。別途ご提出ください。

納税管理人申告書・承認申請書

令和 年 月 日

帯広市長 様

納税義務者

〒

住所(所在地)

フリガナ

氏名(名称)

法人の
代表者名

電話番号

() -

個人番号または
法人番号
(右詰めで記載)

番号確認

☐ 通知カード
個人番号カード ☐ 住民票 ☐ 住民基本
台帳等 ☐ 本人の
同意 ☐ 有 ☐ 無

本人・委任確認

有 ☐ 無 ☐

市民税・道民税・森林環境税の納税に関する一切の事項を処理させるため、
次のとおり納税管理人を【 設定 ・ 変更 ・ 廃止 】いたします。

設定 ・ 変更 ・ 廃止 年月日		令和 年 月 日	
新 納税管理人	住所 (所在地)	〒 -	
	電話番号	() -	
	フリガナ		
	氏名(名称)		
	生年月日	大正 ・ 昭和 ・ 平成 ・ 令和 年 月 日	
現 納税管理人	住所 (所在地)	〒 -	
	電話番号	() -	
	フリガナ		
	氏名(名称)		
	生年月日	大正 ・ 昭和 ・ 平成 ・ 令和 年 月 日	
申告の事由			

納税管理人申告書・承認申請書

令和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日

帯広市長 様

納税義務者

住所(所在地)

〒 〇〇〇-〇〇〇〇

帯広市 〇〇 条 〇〇 丁目 〇〇 番地 〇

フリガナ

オビヒロ タロウ

氏名(名称)

帯広 太郎

法人の
代表者名

電話番号

(〇〇〇〇) 〇〇 - 〇〇〇〇

個人番号または
法人番号
(右詰めで記載)

番号確認

☐

通知カード
個人番号カード

☐

住民票

☐

住民基本
台帳等

本人の
同意

有 ☐

無 ☐

本人・委任確認

有 ☐

無 ☐

該当する項目に○

市民税・道民税・森林環境税の納税に関する一切の事項を処理させるため、
次のとおり納税管理人を【**設定**・変更・廃止】いたします。

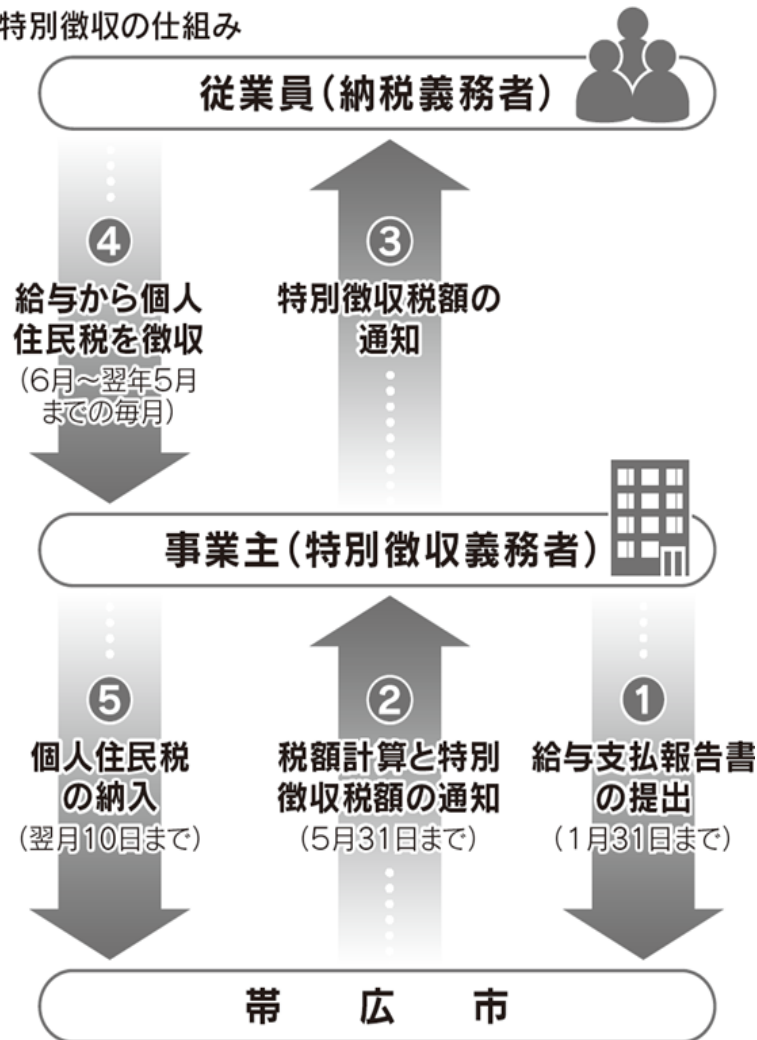
設定 変更・廃止 年月日	令和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日	
設定・変更・廃止 全ての場合に 必ず記入してください	住所 (所在地)	〒 〇〇〇 - 〇〇〇〇 帯広市 〇〇 条 〇〇 丁目 〇〇 番地 〇〇
	電話番号	(〇〇〇〇) 〇〇 - 〇〇〇〇
	フリガナ	オビヒロ ハナコ
	氏名(名称)	帯広 花子
	生年月日	大正・ 昭和 ・平成・令和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日
変更する場合は、 新納税管理人欄と こちらの両方に 記入してください	住所 (所在地)	〒 -
	電話番号	() -
	フリガナ	
	氏名(名称)	
	生年月日	大正・昭和・平成・令和 年 月 日
申告の事由	設定: 納税義務者が未成年であり、金銭管理を代理で行うため 国外へ転出のため 廃止: 納税義務者が帰国したため	

《参 考》

○ 所得税法別表第六 源泉徴収のための退職所得控除額の表

勤続年数	退職所得控除額		勤続年数	退職所得控除額		勤続年数	退職所得控除額	
	一般退職の場合	障害退職の場合		一般退職の場合	障害退職の場合		一般退職の場合	障害退職の場合
	千円	千円		千円	千円		千円	千円
2年以下	800	1,800	15 年	6,000	7,000	30 年	15,000	16,000
			16 年	6,400	7,400	31 年	15,700	16,700
			17 年	6,800	7,800	32 年	16,400	17,400
3 年	1,200	2,200	18 年	7,200	8,200	33 年	17,100	18,100
4 年	1,600	2,600	19 年	7,600	8,600	34 年	17,800	18,800
5 年	2,000	3,000	20 年	8,000	9,000	35 年	18,500	19,500
6 年	2,400	3,400	21 年	8,700	9,700	36 年	19,200	20,200
7 年	2,800	3,800	22 年	9,400	10,400	37 年	19,900	20,900
8 年	3,200	4,200	23 年	10,100	11,100	38 年	20,600	21,600
9 年	3,600	4,600	24 年	10,800	11,800	39 年	21,300	22,300
10 年	4,000	5,000	25 年	11,500	12,500	40 年	22,000	23,000
11 年	4,400	5,400	26 年	12,200	13,200	41 年以上	22,000 千円に、 勤続年数が40年 を超える1年ご とに700千円を 加算した金額	23,000 千円に、 勤続年数が40年 を超える1年ご とに700千円を 加算した金額
12 年	4,800	5,800	27 年	12,900	13,900			
13 年	5,200	6,200	28 年	13,600	14,600			
14 年	5,600	6,600	29 年	14,300	15,300			

特別徴収の仕組み



納入できる金融機関等（手数料無料）

銀 行 (本・支店)	北海道銀行 北陸銀行
信用金庫・ 労働金庫 (本・支店)	帯広信用金庫 網走信用金庫 北見信用金庫 釧路信用金庫 北海道労働金庫
信用組合・ 協同組合 (本・支店)	十勝信用組合 帯広市川西農業協同組合 帯広大正農業協同組合
ゆうちょ銀行 (郵便局)	北海道外のゆうちょ銀行（郵便局）での納入を希望される事業所は、帯広市のHPから「指定通知書」をダウンロードしてお使いください。
帯広市役所	本庁舎 1 階 川西支所・大正支所
eLTAX 共通納税	インターネットバンキングを利用して24時間納入が可能です。詳しくは本てびきの1頁、2頁をご覧ください。

※北洋銀行は令和7年7月1日以降、令和6年度以前を含め納入書での税公金の取り扱いには手数料が必要となるためご注意ください。